2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　愛知県豊川市平尾町諏訪下一九の三、財賀町ハリマダ二〇の一（次の図に示す部分に限る。）、二四、二五の七、コウデ三二の七、三二の八、四〇の一（次の図に示す部分に限る。）、御津町金野国坂七〇の二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　栃木県佐野市秋山町字栃岡沢二〇〇一の一、二〇〇一の二、二〇〇二、二〇〇三の一、字西畑五四二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字栃岡沢二〇〇一の一・二〇〇三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字西畑五四二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　栃木県佐野市作原町字動明コロビ一七五四から一七五六まで、字竹ノ沢一七五七、一七五八、一七六〇、一七六六の一、一七六六の二、一七六八、一七七〇の二、字広久保一七六九、一七七〇の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字竹ノ沢一七五八・一七六〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　新潟県糸魚川市大字山寺字青木四、六の一、六の二、七から九まで、一〇の一、一一、一二、字後澤五、二〇七、二〇八、二一〇、二一一、二一三から二一九まで、二三六から二三八まで、二四〇から二七三まで、二七四の一、二七四の二、二七五の一、二七五の二、二七六の一、二七六の二、二七七の一、二七七の二、二七八、二七九の一、二七九の二、二八〇、二八一、二八二の一、二八二の二、二八三から二八五まで、二八七の二、二八八、二八九、二九〇の一から二九〇の六まで、二九一の一、二九一の二、二九二から二九四まで、二九五の一、二九六の一、二九九の一、三〇一の一、三〇四、三〇五、三〇五の一、三〇五の子、三〇六、三〇七、三〇九の一、三一〇、三一一、三一四から三一六まで、三一七の一から三一七の四まで、三一七の六から三一七の九まで、三一七の一から三一七の二まで、三一七の三から三一七の二九まで、三一八の二から三一八の四まで、三一九の一から三一九の三まで、三二〇、三二一、三二三の一から三二三の一七まで、三二三の一九、三二三の二〇、三二三の二二から三二三の二四まで、三二三の二七、三二三の二九から三二三の四九まで、三二三の五一から三二三の五六まで、三二三の五八から三二三の六二まで、三二三の六七から三二三の七八、三二三の七九、三二三の八一から三二三の八五まで、三二三の八七から三二三の一〇五まで、三二三の一〇七、三二三の一〇八、三二五、三二六、三四八の二、三六一の二、三七一の一、三七一の二、三七二の一から三七二の三まで、三七三、三七四、三七五の三、三七五の四、三七六の一から三七六の四まで、三七六の六、三七六の七、三七七から三八〇まで、三八一の一、三八一の二、三八二から三八六まで、三八七の一、三八七の二、三八八の一、三八八の二、字上角地七〇五の一、七〇六の一、七〇七の一、七一二の一、七一三、七一四、七一五の一、七一七の一、七一八、七一九、七二〇の二、字上海道八五一、字宮ノ上八五四から八五六まで、八五七の一から八五七の九まで、八五八の一、八五八の二、八五八の四から八五八の一九まで、八五八の二一、八五八の二四から八五八の三四まで、八五八の三六から八五八の四四まで、八六六の一、八六七から八六九まで、八七〇の一、八七〇の二、八七一の一、八七一の二、八七二から八七七まで、八七八の一、八七八の二、八七九の一、八八〇、八八一、八八二の一、八八三から八八五まで、八八六の一から八八六の三まで、八八七の一から八八七の四まで、八九〇、八九一、八九三、八九三の子、八九四の一、八九四の二、八九五、八九六の一、八九六の二、八九七から九〇〇まで、九〇一の一、九〇一の二、九〇二、九〇三、九〇五、九〇六の一、九〇七、九一〇、九一二、一〇三〇、一〇三三の一から一〇三三の三まで、一〇三四、一〇三九の二、字寺沢九二七、九四〇の一、九四〇の二、九四一から九四四まで、九四五の二から九四五の一〇まで、九四五の一二、九四五の一四から九四五の一九まで、九四五の二〇から九四五の二四まで、九四五の二七から九四五の二九まで、九四五の三一から九四五の三八まで、九四五の四〇、九四五の四二から九四五の五二まで、九四五の五四から九四五の八三まで、九四五の八五から九四五の九二まで、九四五の九五から九四五の一〇〇まで、九四五の一〇二、九四五の子、九四九、九五〇、九五〇の一、九五一、九五二、九五三の一、九五三の二、九五四から九五六まで、九五七の一、九五七の二、九五八、九六〇から九六三まで、九六四の二、九六五から九八二まで、九八三の一、九八三の二、九八四の一、九八四の二、九八五から九八七まで、九八八の一、九八八の二、九八九の一、九八九の二、九九〇から九九七まで、九九八の一、九九九から一〇〇五まで、一〇〇七から一〇一三まで、一〇一四の一、一〇一四の二、一〇一五の一、一〇一五の二、一〇一六から一〇一八まで、一〇一九の一、一〇二〇、一〇二一の一、一〇二一の二、一〇二二から一〇二六まで、一〇二七の一、一〇二七の二、一〇二九の一、一〇三六、一〇三八の一、一〇三八の二、一〇四〇から一〇四五まで、一〇四六の一、一〇四六の二、一〇五七から一〇五七まで、一〇五八の一、一〇五八